

第2回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和5年8月22日（火）午後2時00分
閉 会 令和5年8月22日（火）午後2時40分
場 所 市役所おもや2階A201会議室

2 会議録署名委員

- 3番 住 崎 岩 衛 委員 4番 菊 池 伸 明 委員
11番 市 川 耕 作 委員（会長）

3 出席委員

- 1番 糟 谷 嘉 孝 委員 2番 千金楽 千 詠 委員
3番 住 崎 岩 衛 委員 4番 菊 池 伸 明 委員
5番 市 川 光 委員 6番 平 田 佳 子 委員
7番 小 牧 直 子 委員 8番 土 屋 眞 理 子 委員
9番 堀 江 昭 夫 委員
11番 市 川 耕 作 委員 12番 戸 井 田 昭 次 委員
13番 吉 野 英 治 委員 14番 高 木 一 郎 委員
15番 澤 井 正 委員 16番 朝 倉 直 樹 委員
17番 石 坂 成 雄 委員 18番 大 室 正 行 委員
19番 榎 本 重 雄 委員 20番 松 村 昌 治 委員

4 欠席委員

- 10番 高 橋 規 実 代 委員

5 議 長

- 11番 市 川 耕 作 委員（会長）

6 事務局（説明員）

- 高野和夫局長 加藤泰幸主査 荻野奈未事務職員 樫澤有一事務職員
原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 その他
 - (1) 府中市農業委員会委員名簿 ……資料No. 1
 - (2) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 2
 - (3) 8月度活動報告について ……資料No. 3
 - (4) 次回の総会開催日
日 時 令和5年9月21日(木) 午後2時から
場 所 市役所おもや2階A201会議室
 - (5) その他

午後2時00分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、新体制による初めての、また新庁舎における初めての農業委員会ということになりますが、よろしくお願ひいたします。

定刻になりましたので、ただ今より、第2回府中市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、10番、高橋委員さんから都合により欠席との連絡が入っています。出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は3番、住崎委員さん、4番、菊池委員さんにお願ひいたします。よろしくお願ひします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願ひしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願ひします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は宮西町○の○○、○○○○○○○○。土地の所在は、是政○の○○の○、○○、○○、○○、○○の合計5筆、1,925平方メートル。届出書が到達した日は令和5年7月6日、転用の目的は保育所となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は吉野委員さんにお願ひしています。

第2項、届出者は小金井市前原町○の○○の○○、○○○○○。土地の所在は、若松町○の○○の○、750平方メートル。届出書が到達した日は令和5年8月2日、転用の目的は店舗、専用住宅、駐車場となっています。

4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、吉野委員さん如何でしょうか。

○委員（吉野委員） はい、8月16日に現地確認に行きました。敷地内の整備の工事が開始されていきました。特に問題ありません。以上になります。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第2項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、8月15日に現地の確認に行ってきました。柿の木が植えられていて、多少の下草がありましたが転用の目的が住宅、店舗等なので問題はないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は5件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は南町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇〇の合計3筆、2,908平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年7月13日、転用の目的は工場用地となっています。

6 ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲受人は美好町〇の〇〇の〇、〇〇〇・〇・〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、譲渡人は第1項と同じ〇〇〇〇〇〇〇〇。土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、110平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年7月14日、転用の目的は専用住宅となっております。

8 ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項、第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

また、第1項、第2項とも当初は建売住宅を目的とした転用で、それぞれ〇〇〇〇〇〇〇が所有権を得て、営業活動をしているうちに、第1項は譲受人が工場用地として、第2項は譲受人自らハウスメーカーを探したいとの意向から再度の転用となったものです。

第3項、譲受人は武蔵野市吉祥寺北町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は、住吉町〇の〇〇の〇、642平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年7月21日、転用の目的は建売住宅となっております

10 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第4項、譲受人は府中町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇。土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、1,150平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年8月3日、転用の目的は建売住宅となっております

12 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第5項、譲受人は練馬区石神井町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は、朝日町〇の〇の〇、〇の合計2筆、314平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和5年8月7日、転用の目的は建売住宅となっております

14 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための

権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、第2項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項と第2項につきましては私が現地を確認してまいりました。

まず第1項、6ページの地図になりますが、こちらは相続でいったん住宅会社に売却されたものを企業が買い取り、再度の転用ということになります。この一帯は準工業地帯となっております、いろいろな工場や会社が出来ております。先週の15日に見に行きましたが、いったん売却されてそのあと住宅がいつ建つのかと思っておりましたが、草だけがずいぶん伸びておりましたが、こちらの企業が買い取ったということであります。特に問題ないと思えます。

続いて第2項ですが、8ページの地図になります。やはり同様に相続の関係で不動産会社がいったん買い取ったのですが、それを個人が土地で購入して他の住宅メーカーで建てたいということで、再度の転用が出たものです。ここはすぐ隣の住宅の工事が始まっておりまして何ら問題はないかと思っております。

続きまして第3項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、7月3日に現地確認に行つてまいりました。結構草が出ていましたが、転用ということで問題はないかと思えます。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第4項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、8月10日に現地確認いたしました。丈が1.5メートル位の草が一面に繁茂しておりました。また、事業計画の掲示板がありまして、8月20日から着工予定とのことで、問題ないと思えます。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第5項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、議案書の14ページになります。8月18日に現地確認に行ったところ、まだ畑のまま現状が変わっておりませんでした。問題ないかと思えます。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。以上、報告のありました5件について、他にご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

○委員（糟谷委員） はい、私が見に行った所で丈が1.5メートル位の草が生えていたのですが、夏場の草は種が出るのが早いので、隣のきれいな畑にまで害が及ぶのではないかとということで、もっと早めに何か手を打つ方法はないのでしょうか。

私の畑の隣がこのような状態でしたら、嫌だなと正直思いました。

○議長（市川委員） 同じようなことは他の地域でもあり得るのではないかと思います。譲渡人から売却されて何か月間か放置されると、必ずそういう状態になってしまいますよね。そういう苦情というか近所からの話が他にも出てくるかもしれませんが、何かいい対処方法はあるのでしょうか。

○事務局（榎澤事務職員） はい、特にはないので、例えば個々に言っていただければ該当業者に言うとか、その程度です。元の持ち主からすると、売買契約を済ませればもう関係ないので、なおさら季節によっては草が生えるのはあり得ます。ただ注意したからと言って必ずやるとは限らないです。

○議長（市川委員） はい、今後の課題になるかと思えます。

ほかに何かありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第5項は証明することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇。特例適用農地は白糸台〇の〇の〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇〇の合計9筆、畑、3,413平方メートル。

16から18ページは谷中氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、19ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する

適格者証明について。

第1項、現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項、戸井田委員さん如何でしょうか。

○委員（戸井田委員） はい、お手元の案内図19ページをご覧ください。当該地は植木屋でございまして、細い道の北側は植木が植わっており、南側はブルーベリー等が植わってございまして、一生懸命やっております。問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は7件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和2年7月1日から令和5年7月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○の○、○○○、土地の所在は紅葉丘○の○の○、畑、1,315平方メートル。

第2項、次の者が令和2年7月7日から令和5年7月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○の○、○○○○、土地の所在は白糸台○の○○の○○、○○の○、○○、○○の○の合計4筆、畑、4,034平方メートル。

第3項、次の者が令和2年5月29日から令和5年7月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、西府町○の○○の○、○○○、土地の所在は日新町○の○○の○、日新町○の○○の○○、○○の○、○、○○の○、○、西府町○の○○の○、○の合計8筆、田と畑を合せて2,632.59平方メートル。

21ページに移りまして、第4項、次の者が令和2年9月12日から令和5年7月18日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市東元町○の○の○○、○○○○、土地の所在は、栄町○の

〇〇の〇、〇、〇、〇の合計4筆、畑、3, 288平方メートル。

第5項、次の者が令和2年7月20日から令和5年7月30日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、国分寺市東元町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、栄町〇の〇〇の〇、〇〇の〇の合計2筆、畑、3, 344.95平方メートル。

第6項、次の者が令和2年7月6日から令和5年8月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、府中市南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇の〇〇の〇、〇、〇の合計7筆、畑、1, 729.61平方メートル。

22ページに移りまして、第7項、次の者が令和2年10月18日から令和5年8月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、調布市下石原〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は紅葉丘〇の〇〇の〇、畑、1, 542平方メートルの内1, 492.42平方メートル。

23、24ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜、みかんを生産しています。

25ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

26、27ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

28ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

29、30ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

31から33ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

34、35ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種植木を生産しています。

36ページの案内図は当該地を示しております。

37、38ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、キウイ等を生産しています。

39ページの案内図は当該地を示しております。以上の第4項、第5項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

40、41ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜、お米を生産しています。

42、43ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

44、45ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

46ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第2項と第7項は糟谷委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

第4項、第5項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

第6項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、8月15日に現地確認に行きまして、各種野菜と柿の木が植わっておりまして、農地として草もなく管理されており、問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第2項、第7項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、第2項は8月5日に現地確認いたしました。よく管理されて問題はありません。第7項は8月10日に現地確認いたしました。よく管理されておりますが、ハウス1棟と直売所が設置されておりました。大変よく管理されていて、感心いたしました。問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第3項、市川^{あきら}光委員さん如何でしょうか。

○委員（市川光委員） はい、前は都合により出席できず申し訳ございませんでしたが、今回から出席いたします市川光と申します。

お手元の資料の30ページをご覧ください。こちらの4件は8月19日に現地確認に行っていました。案内図の31ページですが、ビニールハウスが1棟あり、春先のインゲンやブロッコリーが終わっていたところです。露地の方はナスやピーマン等夏野菜を栽培しておりました。

続きまして32ページの下側の畑にはハウスが1棟あり、春先のリーフレタスの栽培が終わっていました。上側の畑にはビニールハウスが3棟あり、1棟は連作用として空けられておまして、有効利用なのかトラクターが保管されており、2棟目は育苗ハウスの専用ということで、これからは備えておりました。3棟目はインゲンの栽培が終わっていました。残っている僅かな部分を有効に、露地でピーマンやモロヘイヤ等夏野菜を栽培しておりました。

最後に33ページになります。ビニールハウスが2棟ありまして、ミニトマトやトマトを栽培しています。小さいビニールハウスには農機具等が保管してありました。当該地はハウスもありますが、半分は露地野菜を栽培してまして、所狭しとトマトやスイートコーンやナス、ピーマン等の夏野菜を現在も栽培しております。年間を通して野菜を収穫出来るように計画しており、問題はないと思います。なお、春野菜等は畑を見たり出来てはいないので、8月20日に本人と話し合いまして確認をさせていただいております。以上でございます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第4項、第5項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、第4項になります。8月20日に現地確認してまいりました。34ページからになります。植木畑になっておまして、夏場でしたがよく管理されておりますので、特に問題ないと思います。

続きまして第5項になります。こちらはすぐ隣の圃場となりまして、こちらにも多少植木が植わっているので、植木畑かと思いましたが、奥の方にキウイフルーツの棚がありまして、多少草が見受けられますが、特に問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第6項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、資料41ページからになります。8月14日に確認に行ったところ、42ページの方は面している道路が工事中で遠くから確認したとこ

ろ、多少草は生えていましたが、特に問題なく夏野菜を栽培しているように見受けられました。また、43ページの方は水田となっております、稲が全面に植わっておりますので、問題なく栽培していると思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。以上、第1項から第7項まで報告いただきました。他に、ご意見等ありますでしょうか。（…）

ご意見等がないようですので、第1項から第7項は証明することといたします。

次に、7「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、説明は省略し、質問等があればお願いいたします。

最初に（1）の資料ナンバー1、「府中市農業委員会委員名簿」についてですが、何かありますか。（…）

名簿は個人情報なので、取り扱いには注意していただきたいと思います。

次に、（2）資料ナンバー2、「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますか。以前申請のありました買い取り申請につきまして、2件ありましたが特に買い取る申し出がないということで、生産緑地が解除になります。（…）

なければ、（3）資料ナンバー3、「8月度活動報告について」です、7月中旬から8月17日までの活動報告がされていますが、何かありますか。（…）

なければ、次回の総会開催日ですが、今回は9月21日、木曜日、午後2時から本日と同じ「おもや2階A201会議室」になりますので、お集まりください。

次に、（5）のその他ですが、委員さんからありますか。新メンバーの方もいらっしゃいますので、質問等があれば事務局もおりますので、回答できる範囲で回答できると思います。（…）

なければ、事務局から何かありますか。（…）

○事務局（高野事務局長） はい、会長、私の方から1件事務連絡がございます。

府中の観光協会からお願いという形で事務連絡がございました。

内容はくらやみ祭のPR事業の協賛のお願いということで、農業委員会にお願いが来ておりまして、例年くらやみ祭を広く宣伝してお祭りを盛り上げる為に、JR府中本町駅と京王線の府中駅に提灯を飾っております。

これを行うことによって、お祭りの雰囲気のを助勢を図っているところなのですが、これまで使用してきました提灯が8年経ったということで、ここで新たに新調したいということでございました。

飾られる場所は、府中駅の南のペデストリアンデッキか府中本町駅のタクシー乗

場の前あたりとなります。

期間としましては令和6年から8年の3年間で、毎年4月中旬から5月6日まで飾るということでございます。

どちらに飾られるのか分かりませんが、前回の平成28年も農業委員会で協賛させていただいておりますので、今回も観光協会に親睦会費から一口15,000円という形で支出させて頂きたいと思っておりますので、ご了承をいただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（市川委員） はい、説明が終わりました。何か質問はありますか。（…）

それでは、今回も農業委員会として協賛することにいたします。

他に何かございますか。

○事務局（榎澤事務職員） はい、明日23日に、新任農業委員の研修会がございますので、それに出席される方はよろしくようお願いいたします。以上です。

○議長（市川委員） では、明日の研修会は特に新任の方は必須ということで、ルネこだいらに現地集合で出席をよろしくようお願いいたします。

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第2回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午後2時40分閉会